

≪保護者が茨城県内在住で、**県外**の学校へ通っている皆様へ≫

茨城県私立高等学校等及び私立高等学校 「奨学のための給付金」**【新入生への前倒し給付】**のご案内

1. 制度の概要 **【令和8年度入学生がいる世帯への支援】**

すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、入学時に負担の多い低所得世帯に対し、前倒しの給付（4月～6月相当額）を行います。

なお、本事業は、国の「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）」事業に該当します。

2. 給付要件

4月1日（基準日）現在、次のすべての要件を満たすこと。

※ 4月1日以降に家計が急変した世帯に対しては、通常の募集（7月1日が基準日）で給付を行います。

- 生徒が令和8年4月に新入学したこと。
- 生活保護（生業扶助）世帯又は非課税世帯で、高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の受給権者であること。（特別支援学校高等部生徒、及び児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の生徒を除く。）が措置されている生徒を除く。）
又は、家計急変により、道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税である世帯。
- 保護者、親権者等が茨城県内に在住していること。
※ 茨城県内の高校に在学する生徒で、保護者が茨城県外に在住している場合は、保護者が在住する都道府県に申請することとなります。

<非課税の世帯に相当すると認められる世帯の例>

世帯構成	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
年収見込	1,714,286円 未満	2,216,000円 未満	2,716,000円 未満	3,216,000円 未満	3,704,000円 未満

※ 提出書類を基に家計急変発生年度（4月～3月）の年間総所得金額を推計し、家計状況を確認のうえ、支給を決定する。

※ この場合の年収とは、会社員の場合は総収入、自営業の場合は営業所得をいいますが、個人事業主の場合は算定方法が異なります。

※ 年収見込計算方法（会社員の方）

直近3ヶ月の平均給与月額×12月（あくまでも所得の目安であり、個別に判定します。）

※ 災害などに起因しない自己都合による離職（定年退職など）は、家計急変の対象とはならない。

※ 収入見込額には、退職金、失業手当は含めないものとする。

3. 給付額（1人あたり）

詳細は、「奨学のための給付金」対象者及び給付額等確認シート（私立学校用）を御覧ください。

世帯区分	課程区分	前倒し給付額 （年額に四分之 一を乗じた額） 【A】	参考：残額 （年額に四分之 三を乗じた額） 【B】	参考：年額 【A+B】
1 生活保護受給世帯に扶養されている高校生等	全日制定時制 通信制	1人あたり 13,150円	1人あたり 39,450円	1人あたり 52,600円
2 道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税である世帯（1の場合を除く）に扶養されている高校生等	ア 通信制の高等学校等に通う高校生等	1人あたり 13,025円	1人あたり 39,075円	1人あたり 52,100円
	イ 通信制以外の高等学校等に通う高校生等	全日制定時制	1人あたり 38,000円	1人あたり 114,000円

※ 参考の残額及び年額は7月以降に実施する通常給付申請時の判定が、前倒し給付時と変わらず、生活保護、住民税非課税である場合の金額であり、判定により変動の場合あり。

4. 申請方法

別添「奨学のための給付金」対象者及び給付額確認シートで、どのケースに該当するかをご確認のうえ、記載の提出書類を提出してください（郵送可）。

申請書等は、茨城県のホームページからダウンロードしていただくか、以下の問い合わせ先までお申し出ください。

◆茨城県教育委員会 > 学校教育 > 私立学校 > 私立高等学校等の生徒に対する就学支援
> 奨学のための給付金 に掲載

5. 申請期限

令和8年7月8日（水）（必着）

※ 期限内に間に合わない場合は、以下の問い合わせ先までご相談ください。

6. 支給時期

令和8年8月以降（予定）

【申請書等提出先・問い合わせ先】 平日 9:00~17:00

〒310-8588 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県教育庁総務企画部私学振興室 電話 029-301-2249